

情 個 審 答 申 第 1 号
平成24年2月24日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年9月21日付け駅整発第721号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

平成22年3月17日（水）19：00～・於いて加茂公民館、主催→熊本市熊本駅西土地
区画整理事務所長、熊本市河川課長、熊本県熊本土木事務所工務第1課長、連名による工
事説明会でのその後の経緯についての説明が欠落の為についての文書等の開示請求に伴う
請求拒否決定に対する異議申立てについて

- | | |
|--------|--|
| 文書等の件名 | <div>1 熊本市事業主・春日池上線第2工区・に於ける横断生活道路確保
の為の関係機関との調整・審査審議・解明・等の会議による住民福
祉維持を図るためのこの新設道路中間横断歩道確保への会議録等・
方向性のわかる資料等・開催日時・場所・出席機関・氏名・会議録・
等</div> <div>2 春日寺バス停、五反バス停の喪失でなく、現状維持への関係機関
との調整・周辺住民の利便性維持管理の為、関係機関との分析・審
査審議・解明・等の会議による住民福祉維持を図る為・公共交通機
関利用維持への会議録・方向性のわかる資料等・開催日時・場所・
出席機関・氏名・会議録・等</div> |
|--------|--|

[諮問第12号]

別 紙

諮問第 1 2 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当ではない。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「熊本市事業主、春日池上線第 2 工区に於ける横断生活道路確保の為に、関係機関との調整、審査審議、解明等の会議による住民福祉維持を図るためのこの新設道路中間横断歩道確保への会議録等、方向性のわかる資料等、開催日時、場所、出席機関、氏名、会議録等」（以下「本件文書Ⅰ」という。）及び「春日寺バス停、五反バス停の喪失でなく、現状維持への関係機関との調整、周辺住民の利便性維持管理の為に、関係機関との分析、審査審議、解明等の会議による住民福祉維持を図る為、公共交通機関利用維持への会議録、方向性のわかる資料等、開催日時、場所、出席機関、氏名、会議録等」（以下「本件文書Ⅱ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不開示）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰについて

熊本市事業主である、工事該当地区、18.1haの中に新設する幹線道路、春日池上線幅員30m4車線の第2工区区間に、今まで3本の日常生活道路が現存していた生活環境横断道路が、皆無、喪失させて、南北横断道路欠落による生活環境改悪に対し、事前の説明も対応策も無視、住民の意見収集、代替配慮、住民への福祉維持等を考慮せず、公共事業を遂行しているとは、幸山市政理念では、とても考えられない。

協議中の過程状況も、特定個人に開示すると率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じる事態を及ぼすおそれがあるものと判断から、不開示との記述には、工事現場の竣工状態を確認しての記述なのか、と呆れている。即刻、不開示を取り消して、開示して頂きたい。

(2) 本件文書Ⅱについて

平成２２年３月１７日の説明会後に地域住民からバス路線現行維持の要望を受け、バス路線存続の可能性について関係機関と協議中である。とある。この様に記述しながら、重要な起点となる、古道踏切り迂回付替え道路用地の整備を、バス迂回用地確保、保留もせず、予定前提工事を着々と進めながら、偽善記述語句を羅列しているだけである。本当にどの様な、関係機関と協議中なのかを確認するのは、市民のまちづくり責務であり、拒否する根拠は、何も無いはずである。

一切の住民の意見、要望等を見殺し続ける熊本市政執行工事施行が、幸山市政理念とは想像も出来ない市政執行である。不開示は不当であり、即刻、開示して頂きたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰについて

春日池上線第２工区においての横断歩道に関する会議録等の請求であるが春日池上線は県道であり、熊本県施行の第１工区及び第３工区も含めた横断歩道の位置について交通管理者（熊本県警）と協議中である。

この協議内容は、熊本市情報公開条例第７条第５号に該当し、実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、特定個人に開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせる事態を及ぼすおそれがあるものとの判断から当該請求に係る資料等は不開示。

(2) 本件文書Ⅱについて

平成２２年３月１７日の説明会後に地域住民からバス路線現行維持の要望を受け、バス路線存続の可能性について関係機関と協議中である。

この協議内容は、地域全体の意見を公平に集約して適切な判断を行う予定であり、熊本市情報公開条例第７条第５号に該当し、実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、特定個人に開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせる事態を及ぼすおそれがあるものとの判断から当該請求に係る資料等は不開示。

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱについて

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書Ⅰ・Ⅱは、次のとおりである。

ア 本件文書Ⅰ

熊本市事業主、春日池上線第２工区に於ける横断生活道路確保の為の関係機関との調整、審査審議、解明等の会議による住民福祉維持を図るためのこの新設道路中間横断歩道確保への会議録等、方向性のわかる資料等、開催日時、場所、出席機関、氏名、会議録等

イ 本件文書Ⅱ

春日寺バス停、五反バス停の喪失でなく、現状維持への関係機関との調整、周辺住民の利便性維持管理の為、関係機関との分析、審査審議、解明等の会議による住民福祉維持を図る為、公共交通機関利用維持への会議録、方向性のわかる資料等、開催日時、場所、出席機関、氏名、会議録等

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不開示）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書Ⅰについて

当審議会の調査の結果、本件文書Ⅰに該当する文書は、「熊本駅周辺工事に関する関係者協議（第２９回）」の議事次第等である。

実施機関は、同文書は熊本市情報公開条例第７条第５号に該当し、実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、特定個人に開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせる事態を及ぼすおそれがあると判断している。

しかしながら、当審議会がインカメラで確認したところ、同文書の記載内容からして、これを公表したとしても、意思決定の中立性が不当に損なわれたり、不当に市民の間に混乱を生じさせるとまではいえないと考えられる。

また、開示することにより事業の執行に影響がある旨の具体的な主張がなされているともいえない。

したがって、同文書を不開示とした実施機関の判断は、妥当ではない。

(4) 本件文書Ⅱについて

当審議会の調査の結果、本件文書Ⅱに該当する文書は、「熊本駅周辺工事に関する関係者協議（第３３回）」の議事次第等である。

実施機関は、同文書は熊本市情報公開条例第７条第５号に該当し、実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、特定個人に開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせる事態を及ぼすおそれがあると判断している。

しかしながら、当審議会がインカメラで確認したところ、同文書の記載内容からして、前項の文書と同様、これを公表したとしても、意思決定の中立性が不当に損なわれたり、不当に市民の間に混乱を生じさせるとまではいえないと考えられるし、また、開示することにより事業の執行に影響がある旨の具体的な主張がなされているともいえない。

したがって、同文書を不開示とした実施機関の判断は、妥当ではない。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	大	江	正 昭
委	員	高	木	絹 子
委	員	馬	場	啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 22 年 9 月 21 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 22 年 10 月 18 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 22 年 11 月 24 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 23 年 10 月 3 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 11 月 4 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 11 月 28 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 12 月 19 日	諮問の審議を行った。
平成 24 年 1 月 23 日	諮問の審議を行った。
平成 24 年 2 月 24 日	答申（案）の審議を行った。